

第16号・1997年10月1日  
 公団王子五丁目団地自治会  
 東京都北区王子5丁目2番  
 編集責任者・松茂良興宏  
 発行責任者・滝沢 勝  
 自治会連絡所(集会所No.1)  
 (電話) 3913-6723  
 (開設時間) 月～金 10時～16時

# 王子五丁目団地 自治会会報



十一月に予定していたバスハイクは、予算等の関係で来年二月に延期します。楽しみにしていたみなさんには、大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願ひします。

## 不要・放置自転車を撤去します

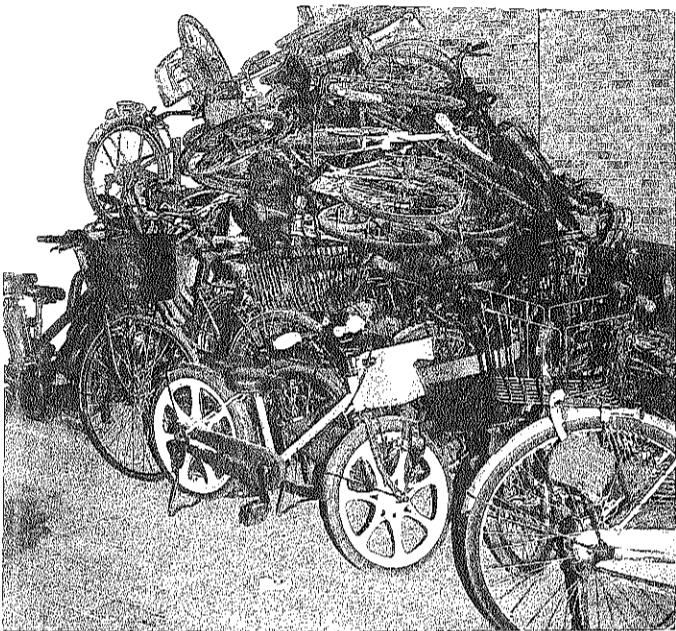
### 第一段 山積み自転車 第二段 1F自転車置き場と、各フロア

「放置自転車を何とかしてほしい」「山積みになっていく自転車は危険だ」「自転車置き場が不要自転車に占領されていく、置きたくてもおけない」などの声が、自治会にも多数寄せられ、自治会の役員会でも何回となく論議してきましたが、九月二十日開催の自治会第7回役員会において、共益費での処分を確認しました。

一九九一年七月、東京都の粗大ゴミ有料化が開始される以前は、毎年二回程度放置自転車の撤去をおこなってまいりましたが、有料化を境に「居住者以外も自転車を共益費で処分は反対」を表明してまいりました。

営業所との定期交渉の際にも毎回自転車問題をとり上げ、北区にも状況を伝え「何とかしてほしい」と訴えてきたのですが、それぞれの立場を強調するだけで、「撤去」についてはいい返事を聞かせませんでした。

今年四月開催した自治会第二十一回総会では、特別に自転車問題でこの間の取り組みを説明し、「共益費処分もやむなし」の考えがある事を訴え、自転車問題を運動の大きな柱とすること、表明し、協力を訴えました。



現在1Fピロティ部分に山積みになっていく自転車にロープを張って一日以降撤去します。

各フロアの空きスペースに放置されている自転車、自転車置き場に放置されている自転車は、十一月九日警告札をつけ、十一月二十日まで札が残っているものは撤去します。

居住者のみなさんのご協力をお願いします。

また、この機会にそれぞれ所有している自転車にお名前を書いていただくようお願いいたします。

#### 今後の対策も検討中

自治会では、住棟内放置自転車の撤去後の対策として、団地内と団地外の自転車区分するためのステッカー作成や、引越などによる不要自転車常時譲り受けなどを検討しています。なにか良い知恵があればご連絡ください。これといった決め手はありませんが、よりよい住環境実現のため居住者のみなさんのご理解ご協力をお願いいたします。

#### 「前」自転車への対応

駅前広場の放置自転車は、地下鉄南北線が延伸されるたびに増加し、十月に入り六〇〇台を超える勢いでした。この対策として自治会や公団は、広場での警告看板増設や336号棟一階エレベーターホールへの利用自粛ポスター掲出、十六日には放置自転車への警告札付けなどをおこなってきました。これらの効果があつてか、広場の放置自転車は減少しているようですが、一方で周辺へ放置が広がる気配もみられます。これ以上の対策としては、撤去しかありません。

北区では、北本通りの歩道や区道の一部に有料自転車置き場を設定し、駅周辺区域の道路での放置自転車撤去を準備しています。有料自転車置き場に駐輪するには事前に登録が必要ですが、原則として駅から八〇〇メートル以内の人は登録できません。

区の放置自転車撤去が開始されると、駅前広場などの団地敷地内での駐輪が増えることも予想されます。自治会では、駅利用者の駐輪による迷惑がこれ以上居住者におよばないように、その撤去対象区域に団地の敷地を含めることを北区に要望するとともに、公団や関係機関へ対策強化を求めています。

駅前放置自転車対策は、全国の多くの都市で行われていますが、どこでも放置と撤去のいたちごっこが続ぎ、多くの費用と労力が浪費されています。この問題の根本的な解決策は、自転車利用者のマナー向上です。余裕をもつてほんの数分早く家を出て、駅まで歩いた方が健康的ではないでしょうか。不急の自転車利用は控えましょう。

#### 撤去の日程

警告札付け  
11月9日  
撤去日  
11月20日

その後別の場所に移し、撤去します。

1F部分の山積み自転車は10月31日以降撤去します。

# 王子五丁目団地自治会会報

第166号・1998年1月25日  
公団王子五丁目団地自治会  
東京都北区王子5丁目2番  
編集責任者・松茂良興  
発行責任者・滝沢勝  
自治会連絡所(集会所 No.1)  
(電話) 3913-6723  
(開設時間) 月～金 10時～16時

## 日帰りバス旅行 に参加しませんか

自治会主催

自治会が「会員世帯の親睦のため楽しい行事」として企画した、久しぶりの日帰りバス旅行です。参加者募集(自治会連絡所)で受け付けています。

伊豆海鮮料理と伊豆温泉(伊豆半島)に泊って、伊豆海鮮料理を食べて(昼食)、温泉にのんびり入る趣向です。バスは王子五丁目

### 伊豆海鮮料理と熱川温泉浴

から出発。帰着ももちろん団地です。どしどし参加を。

◇2月8日(日)  
伊豆熱川・萬葉亭で昼食  
12時40分～14時  
トロピカル温泉入浴  
14時40分～15時20分  
天城ペニンシアガーデン  
18時50分 団地帰着予定

◇参加費  
大人 5000円  
子ども 4000円  
(幼児は無料ですが、座席食)はありませぬ  
◇予定の行程

# 「住まい」を守る正念場の年



## 団地代表が総決起集会

(97年12月4日千代田区公会堂)

## 安心して住み続けられる 公団住宅に改革を

1998年は、公団住宅に守る運動の正念場の年になり、団地を譲渡決定よりも1年、安心して住み続けたいと願う居住者にとって、住まいを守る運動によって、住都公提出する政府の意向は、都公団廃止、新法人設立の法

案を提出する」との閣議決定実施に向けて、公共住宅政策と公団住宅のあり方、団地管理・家賃のあり方などをめぐり、検討作業に拍車がかかることには必要です。1月12日召集の通常国会を皮切りに議論が

### 王五団地居住者の署名 五三四世帯、一三二二名提出

総決起集会では、はじめに日本総合住宅労働組合(JSTユニオン)とJSTユニオンコミュニティ(管理センター)窓口案内者や清掃作業員の団体)のメンバー、住宅都市整備公団労働組合の組合員も連帯参加しました。各地方自治協会の決意表明でありました。

### 室内コンセント取替え

1月下旬～3月下旬に

昨年の会報でお知らせしましたように、計画修繕の一つである「室内コンセントの取り替え工事」が開始されます。実際の工事は1室約1時間程度で完了します。その間電気器具は使用できません。部屋のコンセントの数も異なりますが、1DK9カ所、2DK12～13カ所、3DK14カ所のコンセント

## 山積み・放置自転車の撤去完了

だがこれからの問題は？  
自治会は都・区・営団・警察に申し書を提出



このような状況はごめんです

期間をおき、10月31日から撤去作業に始まり、11月12日撤去を完了しました。自転車1450台、バイク47台です。各フロア・自転車置き場の撤去は、11月9日、自治会役員が自転車に撤去予告札を付け、11月20日その札がはがれているものについて、フロア・自転車置き場から移動・展示をいたしました。

その自転車が12月中旬にはすべて撤去し、少くもきれいになった団地で新しい年を迎えることができました。

全体の撤去作業で自転車、バイク共約二千台を処分しました。この費用は共益費で処理されました。

駅前自転車問題  
「北区ニューズ」等でお知らせしてあるように、北区は2月20日から駅周辺(凸版印刷付近と神谷堀の現在無料駐輪場)に「指定自転車置き場」を設置し管理開始をしようとしています。12月4日にはその説明会が開かれ、北区の担当職員、公団北営業所、団地自治会役員出席のもとおこなわれました。

この指定自転車置き場は、会役員がロープで囲み、展示会場で275台分あり、区の

長年の課題であった「不要・放置自転車の撤去」が昨年12月完了しました。

1中部分に山積みになっていた自転車は、10月25日自治会役員がロープで囲み、展示

期間をおき、10月31日から撤去作業に始まり、11月12日撤去を完了しました。自転車1450台、バイク47台です。各フロア・自転車置き場の撤去は、11月9日、自治会役員が自転車に撤去予告札を付け、11月20日その札がはがれているものについて、フロア・自転車置き場から移動・展示をいたしました。

その自転車が12月中旬にはすべて撤去し、少くもきれいになった団地で新しい年を迎えることができました。

この指定自転車置き場の設置により現在北本通りの歩道上の自転車置き場は撤去されます。

団地内が自転車置き場に? 区の条例では駅から800メートル以内の人はこの指定自転車置き場を利用できないようになっています。800メートル以内といえ、東十条駅からの距離になります。

現在東十条方面から自転車が駅まできている人達の多くが自転車置き場を利用できなくなり、団地内に駐輪することも考えられます。

今後団地内の自転車問題とともに、駅利用者の自転車問題も、関係する団体とともに考え解決していかなければなりません。(すでに北区・東京都・営団地下鉄・警察署に申し書を送っております。)

条例に基づき区民(他区の人も含む)を対象にし、年間2000円の登録料を支払うことを条件にしています。

すでに申し込み受け付けは締め切られ、275台全てがうまりました。(一番多いのは足立区の人だそうです。)

団地内を整理区域に  
団地内を「整理区域」(駐輪した場合は区が撤去する区域)にするよう自治会として要望しましたが、「公団の私有地」ということで団地内を「整理区域」にするのは難しいことを告げられました。

「団地住民だけが団地内を通行するわけではなく、多くの区民が通行している」「団地内に区の施設が多数ある」「団地内が広域避難場所」に指定されていることなどをあげ「整理区域」にするよう強く要望しました。

この指定自転車置き場の設置により現在北本通りの歩道上の自転車置き場は撤去されます。

団地内が自転車置き場に? 区の条例では駅から800メートル以内の人はこの指定自転車置き場を利用できないようになっています。800メートル以内といえ、東十条駅からの距離になります。